

双方の事情のインディックス

ファイル名	引用文	会議名	発言者	頁
01.pdf	双方の事情を勘案しなさい	121衆法2号	永井 政府委員	P36
02.pdf	当事者双方の事情をそれぞれ勘案しなさい	121衆法2号	永井 政府委員	P22
03.pdf	借り主、貸し主双方の側といたしますか、そういった側の使用を必要とする事情を総合判断をしなさい	121衆法3号	永井 政府委員	P50
04.pdf	貸し主の側、借り主の側、その事情を公平に考えて正当事由を判断すべきだ	121衆法3号	清水 政府委員	P20
05.pdf	貸し主側の事情だけではなくて借り主側の事情も考慮	121参法3号	清水 政府委員	P21
06.pdf	当事者双方の使用の必要性を比較考量しなさい	121参法3号	清水 政府委員	P25
07.pdf	借地人、借家人の事情その他一切の事情を考慮する	121参公1号	星野 公述人	P18
08.pdf	地主だけの使用の必要性ではなくて借家人、借地人の方の使用の必要性も考慮	121衆法3号	清水 政府委員	P63
13.pdf	双方必要の程度を比較考慮して決しなければいけない	昭和23(オ)162	—	P03
14.pdf	借家人の利害を漸次重視するに至った	昭和24(オ)137	—	P01
15.pdf	借家人の立場が重く考えられる様になつた	昭和25(オ)148	—	P02
16.pdf	住宅難が解消していないことは実験則上明らかであるから、両者の立場を比較して考えても、	昭和25(オ)109	—	P04
17.pdf	依然たる宅地不足で借地権者を保護しなければならない…借地権者側の必要性をも比較考量の上	昭和34(オ)502	—	P02
09.pdf	貸し主、借り主 双方の事情 とか、あるいは今回の法律で掲げておりますようないろんな要素を掲げて	121参法4号	星野 公述人	P39
10.pdf	貸し主、借り主側の事情も考慮する	121参公1号	清水 政府委員	P32
11.pdf	貸し主側だけの自己使用ということではないんだ、借り主の方の必要性とかそういうものを総合勘案して	121衆法3号	清水 政府委員	P09
12.pdf	双方の使用の必要性を考えよということで判例が固まっている	121衆法4号	清水 政府委員	P04
18.pdf	当事者双方の利害関係その他諸般の事情を考慮し社会通念に照し妥当と認むべき理由をいう	昭和24(オ)203	—	P01
19.pdf	原判決が当事者双方の利害関係を比較して判断の根拠としたのは何等違法でない	昭和24(オ)274	—	P01
20.pdf	賃貸借当事者双方の利害関係その他諸般の事情を考慮し、社会通念に照し妥当と認む	昭和27(オ)446	—	P01